

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

2014年10月15日発行
第111号

発行所/マンション問題総合研究所 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F

編集/マンション問題総合研究所・NPO埼玉管ネット 編集人/佐々木 一

Tel 048-887-9921 事務所Fax 048-887-9924 相談専用D-Fax 020-4664-6209



全国マンション管理組合連合会(略称 全管連)会員 NPO埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。
埼玉県マンション居住支援ネットワーク(会員)・理事団体

会員 マンション 紹介

ライオンズマンション川越

川越市大仙波
1棟 8階 46戸
築年 1989年(昭和64年)
委託管理



秋号

Autumn

- 備えよう
「首都圏直下型地震」に対して… p.2
- 大規模修繕工事のリスク対策 … p.3
- マンション保険の
保険料が改正になる… p.4
- 第43回セミナー報告④ … p.5
- 全管連第65回通常総会開催 … p.6
- 連載 私の町はどんな町②⑥
—川口市—… p.7
- 管理組合活動にもっと関心を … p.8



備えよう「首都圏直下型地震」に対して

NPO法人 埼玉管ネット 会長 佐々木 一

・大正12年9月1日の関東大震災による災害を教訓として、毎年9月1日が防災の日とされ、8月30日～9月5日迄を防災週間として指定されています。平成23年3月11日、2時46分に発生した東日本大震災では、東日本一帯で未曾有の損害を被り、首都圏においても浦安を初め各地で、多大なる影響を受けました。

地震発生時の状況を振り返りながら、埼玉県は自然災害の比較的少ない地域であります。各家庭での防災対策が十分に行われているかどうかこの機会にぜひご確認ください。

1、行政による「公助」だけでなく、「自助・共助」が重要です

昨年6月の災害対策基本法の改正を受け、都区内容及び各県各市において、避難行動要支援者名簿を作成する等、防災力を向上させる為の体制を構築しています。

又これまでも、公共施設の耐震化、情報伝達インフラの整備、防災拠点の整備、物資の備蓄、災害時の相互応援協定など災害に強い街づくりを推進しています。

しかし、災害による被害を軽減する為には、行政による「公助」だけではなく、自分の命を守る「自助」自分達の街は、自分達で守る「共助」による災害対応力への取り組みを強化する事が重要です。更に、マンション居住者は一つ屋根の下で生活をする仲間であり「互助」も検討する必要があります。

要があります。
2、チェックリストで、自分や家族の出来る防災対策の確認

日本は、世界で最も自然災害の多い国であり、大地震もいつ発生するかわかりません。

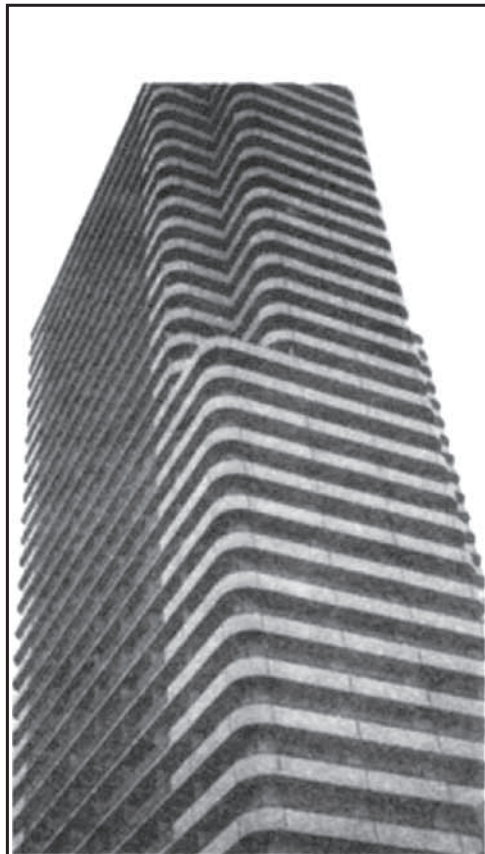
チェックリストを作り、家庭の防災対策を点検すると共に、地震が発生した時の行動を確認しておき、自分や家族の身の安全を図りましょう。

3、その他、地震以外の災害にも注意

近年は、局地的な集中豪雨により、浸水被害等も多数発生しており、大地震以外の災害にも十分に注意する事が必要です。

家庭でできる防災対策チェックリスト

- (1) 屋内の安全点検
 - ・家具の上に、転倒・落下し易いものを置いていませんか
 - ・大きな家具や寝室の近くの家具で、固定してないものはありませんか
 - ・ガラスが飛び散らないように、飛散防止フィルムや粘着テープを張っていますか
 - ・住宅用火災警報器は付けていますか
 - ・消火器等の消火器具を置いていますか
- (2) 備蓄品の点検・準備
 - ・食糧 (非常食など)
 - ・水 (1人約3L/日)
 - ・子供用の備蓄 (粉ミルクなど)
 - ・医薬品 (けがの応急手当・常備薬・目薬等)
 - ・生活用品 (衣類・下着・携帯用トイレ・紙おむつ等)
 - ・ライフラインが停止した場合に必要な物 (携帯ラジオ・懐中電灯等)
 - ・貴重品等を持ち出すための袋 (リュックサックなど)
- (3) 安否の確認・避難方法の確認
 - ・避難ルートを確認していますか
 - ・家族との集合場所や安否確認方法を決めていますか
 - ・171 (災害用伝言ダイヤル)、災害時伝言板は使えますか
 - ・近隣の避難場所・避難所はわかりますか



納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463

「大規模修繕工事のリスク対策」

(株) 住宅あんしん保証 渋谷 貴博

「工事会社が保証してくれるのに、なぜ、大規模修繕工事瑕疵保険が必要なんですか？」

管理組合の皆様から、時折、このような質問があります。皆様はどう思われますか？

結論から言うと、工事会社の保証だけで、リスクに備えることはできないからです。

こんなケースが：

築十一年の分譲マンションが、一回目の大規模修繕工事を実施することになり、実績や資本金等の条件を決めて、入札で工事会社を選定しました。

有名な会社であり、管理会社も大丈夫では、とのこと、工事請負契約を締結しました。瑕疵の保証は十年間で、工事会社と下請会社、塗料メーカーの連名での保証でした。

工事が完了して三年後、

雨が降り続いたある日に、最上階に住む住民から、「天井から雨漏りした！」と、管理組合に連絡がありました。早速、工事会社に連絡し、確認に来てもらいました。

管理組合は当然、工事会社の保証にもとづいて、補修を依頼しましたが、工事会社は対応してくれません。「これは当社の工事の原因ではありません。補修するのであれば、〇〇万円かかります。」と取り合ってくれません。

管理会社に聞いても、「瑕疵(施工ミス)の判断は、法的なものであり、難しい」とのこと。明確な回答が得られませんでした。

結局、素人の管理組合は、裁判に訴えるより、自己負担で直した方がいいという判断をして、屋上防水の補修工事や雨漏りした部屋の内装工事を行いました。

想定外の出来事？

次回の大規模修繕工事のために貯めている、大切な修繕積立金を取り崩した自己負担となり、管理組合の理事長は、「想定外の出来事、想定外の出費」と肩を落としていました。

でも、そうでしょうか？ 決して、想定外ではなく、リスクに対する意識が低かった、或いは、ちゃんと対応してくれるだろうと甘く考えていたのではないか。

管理組合と工事会社の工事請負契約では、契約書に記載されているように、工事後に瑕疵、債務不履行、不法行為等があった場合、管理組合は工事会社に補修工事の請求ができます。

この場合、工事会社が素直に非を認めて、補修工事をしてくれればいいのですが、今回のような場合は？ 「瑕疵に関する問題は、非常に難しいものなのです。」

どうする？ リスク対策は、一、工事会社には、国土交通大臣認可の「大規模修繕

工事瑕疵保険」に加入させる。

二、管理組合団体、一級建築士等、実績のあるプロの手助けをしてもらう。

三、工事契約の締結時に保証内容(塗料メーカー保証含む)について説明を受け

特に最初の「大規模修繕工事瑕疵保険」は、管理組合を守る保険制度として、平成二十二年に国土交通大臣が認可したものです。五社の保険法人が取り扱っており「建築士による検査」と「万が一、欠陥が見つかった場合の保険」をセットにしたもので、工事会社選定時の入札条件付けする管理組合が増えていきます。

工事後、欠陥が見つかった場合、工事会社に補修費用等として保険金が支払われるので、速やかに補修工事が行われます。また、仮に工事会社が倒産等により補修工事を行えない場合は、管理組合(発注者)に対して直接保険金が支払われます。

マンションの大規模修繕工事、“瑕疵”への備えはありますか？

大規模修繕工事の『瑕疵保険』なら...



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社 住宅あんしん保証

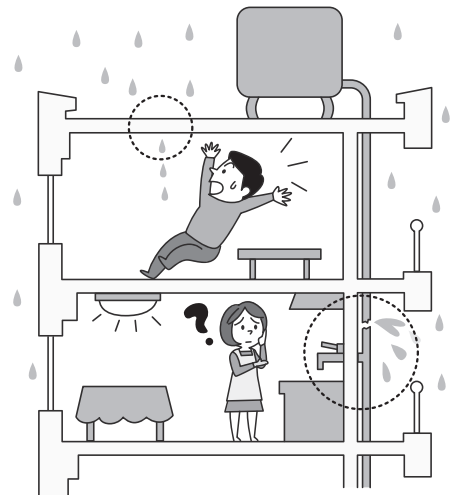
〒104-0031 東京都中央区京橋 1-6-1

TEL:03-3562-8122 FAX:03-3562-8031

までお問合せください！

住宅あんしん

検索



「マンション保険の保険料が改正になる」

NPO法人 埴管ネット 会長 佐々木 一

近年マンション保険について、①排水管の老朽化による漏水事故多発 ②マンションの付属施設が増加した結果、破損等の事故の多発等により保険料水準の見直し、築年数などから保険会社が契約に保険金の増額、また、制限をする動きが出ています。今年7月には地震保険の改定があり、10月には一部の保険会社で改定が実施されます。

「衝撃！ マンション総合保険」 *「築20年、25年以上は切り捨て、継続以外は引き受け不可へ」 マンション管理組合総合保険に關し、損害保険大手会社は、恒常的な損害率の悪化を背景にこの数年保険の改定（おおむね値上げ）を頻繁に実施している。築年数の経過したマンション

の損害統計より、築年数別料率を取り入れ、高経年マンション程保険料が高く設定されるようになった。又、損保ジャパンは、平成26年7月1日から、築25年以上経過したマンションの新規引き受けを不可とした。

三井住友海上火災保険も10月1日から、築20年以上のマンション総合保険の新規引き受けを見合わせる予定だ。この様に本年度に入り築年数による保険契約の引き受け規制が相次いで発表された。

残るあいおいニッセイ同和と東京海上日動火災は今のところ「築年数による引き受け規制はなし」としているが、その動向は未定だ。

築年数が20年・25年のマンションは、これからどんどん増えて行くにも関わらず、保険会社はそうした高経年マンションを切り捨てていく状況である。

* 損害保険大手会社の引き受け規制・保険料改定の状況（平成26年7月1日現在）

損保ジャパン	平成26年7月1日より築25年超のマンションの新規引き受け不可（継続契約は可）
三井住友海上火災保険	平成26年10月1日より、築20年超のマンションの新規契約引き受け不可（継続契約は可）
あいおいニッセイ同和損保	平成26年10月1日より大幅改正・「築古物件25年以上30%値上げ・基本補償の免責5万円、施設賠償の免責も5万円」・築年数による引き受け規制なし。
東京海上日動火災保険	平成26年4月1日の料率改定以降改定予定なし・築20年超のマンションは基本補償の免責5万円・施設賠償／個人賠償とも5万円・築年数による引き受け規制なし。
日本興亜損害保険	平成25年4月1日より築15年超のマンションの新規引き受け不可（継続契約は可） 平成26年9月1日よりマンション管理組合総合保険は損保ジャパンの商品に統一

* 損保ジャパンと興亜損保は平成26年9月1日合併・損保ジャパン日本興亜を立ち上げる。

タイル壁に「安心」を塗ろう。

<http://www.dyflex.co.jp>

剥落防止

色調保持型タイル剥落防止工法

防水

透明

エバーガード

窓ガラスに「快適」を塗ろう。

防虫

窓ガラス用紫外線・赤外線反射吸収コーティング材

省エネ

透明

UI-シールド

株式会社 **ダイフレックス**
DYFLEX さいたま営業所

TEL:048-646-4870
FAX:048-646-4871
e-mail:saitama@dyflex.co.jp

第43回マンション管理組合 (秋季)実践セミナー報告④

昨年11月24日(日)マンションコミュニティ研究会代表 廣田信子氏の講演内容「管理組合運営とコミュニティ活動の関係」について第4弾を掲載します。

＊「これから関係づくりの一步に」

マンションは、面倒なもので無関心者の集合体でもなく、人と繋がっている安心感を得られる価値ある住まい方で、自分もその構成員だと自分の意識が変わればマンションは、ソフト面でも震災に強い安心な住まいとして価値を高める。

6、合意形成とコミュニティ
(1) 重要事項の合意形成ができる関係を築く事がマンションの価値を左右する。
・高経年マンションになると、大規模な再生・建て替えの検討も必要になる。共用部分の大規模変更は4分の3、建て替えには5分の4の賛成が必要になる。

・合意形成ができないとマンションの居住価値を維持できない。
・それぞれが相手の気持ちを思いやる気持ちが無ければ前には進まない。

・賛成できない事情をくみ取り、その事情をフォローする方法を検討する。
・自分は反対でも、皆が望むなら協力しようと思う。(それを可能にするのは、コミュニティの帰属意識・共に暮らしてきた又、いろいろお世話になった仲間意識・ハード問題も、資産価値の問題も最後は、人の気持ちに鍵になる)

(2) 考え方の違いを人間関係の対立にしないことが重要
・紛争のあるマンションは、住むのに魅力的な環境とは言えないし又、感情的な対立のあるマンションでは、重要な案件は決議できなくなる。
＊考え方として
①開かれた民主的な管理組合運営に心がける。

②意見の違いが人間関係の対立に繋がらないように気を配る。
③何か問題があっても、誰かを責めるのではなく前向きな議論に繋げるようにする。相手が心を固くするとコミュニケーションがとれずこじれるだけになる。
④想像力を育み、人によって意見の違う事は当たり前、相手の立場を考慮して、上手く伝える工夫をする。
⑤日頃から、居住者間のコミュニケーションがとれる環境作りが必要
(総会・理事会等管理組合運営の仕組みだけではうまくいかない。緩やかな集まりで、非公式に意見を言える(聞き役がいる)場が必要である。

・NPO埼玉管ネットが、マンション管理組合のコミュニティに関心を持つている理由は、現在の社会現象として、同じ地域にすむ近隣同士が挨拶もしなくなり、人間関係が希薄化し、阪神淡路大震災以来、災害が発生する度、重要視されている「近隣コミュニ

ティの確保の形成」であります。そして、いつ起きるか分からない大震災に対する災害対応等への不安です。
大災害発生時には「遠くの親戚より近くの他人」と、自助・共助・公助の大切さが叫ばれている時、国交省が選出した委員会において、標準管理規約にあるコミュニティ関係事項を削除せよとの発言がありました。

・平成24年1月、国交省が立ち上げた標準管理規約の見直しと第三者管理者管理制度、検討委員会が標準管理規約にあるコミュニティ関連事項のすべてを削除せよとの発言が出たことが問題なのです。
・管理組合の運営は、区分所有者の団体である総会の合意形成が得られなければ、なかなか前には進まない物です。では、どうすれば合意形成が得られるのか？

ご存知のように「マンションは住まいであり、住環境であります。」
また、マンションは、無関心な人の集合体でコミュニティ形成が難しいと言われてい

ますが多くの住民は、ごく普通の生活者で自分の暮らしに踏み込まれたくないが、気持のよい近所付き合いは必要だと考えて居り、安心で快適な住環境でご近所との良好な関係が必要だと考えています。
・コミュニティ問題については、昨年10月19日、日本マンション学会・全管連・日管連・管理協の4団体が共催で、浦安の明海大学でシンポジウム「マンションにコミュニティは必要かどうか・どうすべきか？」を開催、4団体の代表がそろってコミュニティ形成の重要性を強調、標準管理規約において現行の「コミュニティ条項は不可欠である」との共同提言を行っておりです。

コミュニティ削除問題提起から2年になりますが、今もって国交省や委員会等から何ら報告は出て居りません。
108号から111号と4回に亘って「管理組合運営とコミュニティ活動の関係」について、廣田信子先生の講演内容を掲載致しました。
(事務局)

「全管連第65回通常総会開催」

NPO法人全国マンション管理組合連合会は、9月1日、東京・江東亀戸文化センターにおいて、全国16団体(2団体欠席)が出席して、2014年度通常総会を開催(NPO埼玉管ネットからは、佐々木会長と岡崎理事が出席)した。総会では、マンションの抱えている問題について、管理組合及び居住者への支援をどのように進めていくか等、活発な情報交換・意見交換が成された。

任期満了に伴う役員改選は、山本育三会長(神管ネット)が再任・副会長石川靖治(県福関連)・事務局長川上湛水(日住協)・理事瀬野尾嘉明(道管連)・理事西尾弘之(中部管協)・監事長宏之(広管連)の各氏が受任、総会で承認された。
平成26年度の活動方針では、マンション再生法案作成に向け、プロジェクトチ

ームを設置する等、外部有識者と意見交換をしながら作業を進める方針で活動を開始する。

昨年一部地域で始めた地域ブロック活動は、全国を東日本・西日本・九州の3ブロックに分け本格化させる。各ブロック毎に、年3〜4回程度、会員団体等が参加し、地域事情に合った活動を展開させる。

九州ブロックでは、平成11年に全管連を脱会したNPO法人福岡マンション管理組合連合会(福管連)を呼ぶ意向もあったが異論は出なかった。

又、昨年、全管連主催・MKS(マンション計額修繕施工協会)共催による、大規模修繕工事セミナーを今年度も継続していく事で、国交省との話し合いが進んでいる由、「二つの老い(建物の老朽化と居住者の高齢化)」等を考慮、開催地も拡大して実施(埼玉

県開催も予定)する。

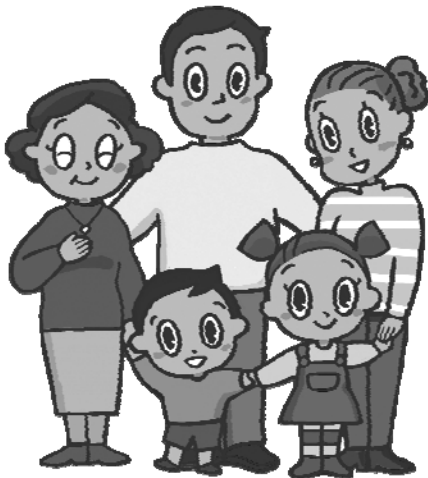
平成12年度に決議されたものの登記上の事務所が京都から東京へ未変更で、更に2004年度以降、役員変更も未登記だったことが知らされ、科料3万円を支払ったことが報告された。

当然、当時の実務担当者の責任を追及する声も上がったが、「担当者も故意でした訳ではなく、会員みんなで責任を受け止めよう」との意見で賛意が成された。その他、正会員であるNPO法人宮崎県マンション管理組合連合会が平成14年から準会員へ移行するとの申請が成され承認された。

全管連は、平成14年7月1日現在、正・準会員計18団体で、加盟の全管連参加会員数は、2,334管理組合(22万4,568戸)となり、前年比で108管理組合(4,973戸)が減少した。
来年度の全管連代表者会議・通常総会は関西地区で開催する事を決め閉会した。(理事 岡崎尚而)

世紀を超えて 快適サポート

- ◎ 大規模修繕工事
- ◎ 各種防水工事
- ◎ 内装工事
- ◎ 給排水設備工事
- ◎ 防音工事
- ◎ 建物・設備診断



～ Total でご提案します ～

大規模修繕工事から設備改修工事、内装リフォーム、充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が、世代を超えた永いお付き合いを実現しています。

 建装工業株式会社

首都圏マンションリニューアル事業部
〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目11番1号
TEL 03-3433-0503 FAX 03-3433-0535
URL : <http://www.kensho.co.jp/>

東北支店・千葉支店・横浜支店・中部支店
関西支店・札幌営業所・福岡営業所

連載 私の町はどんな町 ②⑥

川口市

中世に於て鎌倉街道(ナカツチ)中道は、鎌倉から川口(当時は「小川口」という地名)を通り東北地方を結ぶ重要な街道でした。

戦国時代の川口市は、鎌倉の北条市と岩槻城の太田氏との争乱に巻き込まれ、ほとんど北条市の勢力下にありました。

川口と云えば「鑄物の町」として全国にその名を誇っています。東京オリソピックの聖火を灯し続けた聖火台の大釜も川口の小さな鑄物工場の作として有名です。

川口鑄物の発祥説は諸説ありますが、建久年中(一一九〇代)に中国の南宗から渡来した鑄物師が、川口の地に鑄物に適した砂や粘土があることに着目し、周辺百姓に鑄造技術を伝えたというのが自然の様です。現在記録に残っているの

は、一七六三年に大川文左衛門ら四人が正式に鑄物師免許状を得ています。一八六〇年代には川口鑄物師二人に許状・焼印札を受領しています。

しかし川口鑄物の経営は不安定で、休廃業と再開を繰り返すような状況でした。従って生活基盤は農業であり、鑄物業は農閑余業でした。その後、有力農民層が周辺農民への金融や耕地を他の百姓に小作させて自ら鑄物を専業化していく鑄物師が現われました。その後親方のもとでの従弟奉公のち親方から鑄湯を貸与され独立して行き(買湯制という)農業のかたわら細々と鑄物業を営んでいました。

近世後期の川口鑄物は、日用品の鍋・釜が主流でしたがその後、鉄瓶、銚子、火炉、花活等工芸品が鑄造され、製品ごとの分業化が進みました。又弘化、嘉永年間以降は幕府や諸藩発注の軍需鑄物が増え、安定感が見えてきました。又原料

に古鉄の利用が増えて「よなげ」と称して屑鉄拾いを同時に行っていました。川口は荒川沿いの低地帯にあり、火を扱う鑄物業にふさわしい条件を備えている地域です。

近世に於ける日本の軍需工業は急激に進歩し、兵器生産の面で川口鑄物師が重要な役割を担ったのです。幕府は直営の大小砲鑄造所を湯島馬場に設営し、これには川口の職人が多く参加しています。一方で川口鑄物師に対して湯島馬場鑄造所の分工場として位置づけ、大砲の鑄造を請け負わせました。

しかしこの様に矢継ぎ早の幕府の発注に対して川口の鑄物師はその作業に追われ手順も粗雑になり、鑄造挺数の半分は発射出来ないという理由で鑄なおしを命ぜられるという状態でしたが、幕府は大砲鑄造の発注先が他になく受注数は減少しなかつたようです。明治政府軍に徹底抗戦をして箱館五稜郭に立て籠つ

た榎本武揚からも弾丸の調達を増田家に要請していません。幕府はアメリカの襲来に備え浦賀に砲台を設置するにあたり、八〇ポンド二挺六〇ポンド二挺等計八挺を横須賀の鑄物師に発注しましたがほとんどが発射出来ない不良品ばかりだったので、改めて川口の永瀬氏に請け負わせ、慶応元年に浦賀砲台が完成しました。費用は二一八〇両余りとのこと、実戦に於ては発射出来なかつた不良品があつた様ですがその後技術も進歩し一八〇〇年後半には二〇以上の諸藩から兵器の鑄造を受注しています。

弘前藩や水戸藩は在地の鑄物師に発注した大砲が不良品ばかりだったので、川口の増田家へ大量の大砲を発注しています。

この様に川口の鑄造技術は全国に認められ、「鑄物の町川口」として今日に至っています。

(小島 次郎)

窓の表情が美しく変わると気持ちも変わります

マンションの資産価値を高めると共に

断熱性と防音性と防犯性そして使いやすさをプラスした LIXIL のリフォームサッシ

お気軽にお問合せください

株式会社 LIXILビルリフォーム販売

埼玉支店

〒331-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町 1-23-6

TEL : 048-668-5084 FAX : 048-667-4850 担当 : 渡会 (わたらい)

管理組合活動に もっと関心を

NPO法人 埼玉ネット
会長 佐々木 一

自分達の財産（マンション）の管理について、無関心な居住者が増えてきているとのアンケート結果に對しどのような対応をしたらよいのか？

マンションは、私有財産ですがその適正な管理を確保するには、管理組合の円滑な合意形成や各区分所有者の住まい方に対する自覚が不可欠です。

区分所有法では、「区分所有者は、全員で建物並びにその敷地及び付属施設の管理を行う為の団体（管理組合）を構成する」と規定され、そして「マンション管理適正化の指針」（国交省告示）では、管理組合が留意すべき基本事項として次のように述べています。

*マンション管理の適正化の基本事項

1、マンション管理の主体はマンションの区分所有者

等で構成される管理組合であり、管理組合はマンションの区分所有者等の意見を十分に反映されるよう又、

長期的な見通しを持って適正な運営を行う事が重要である。（以下省略）

2、管理組合を構成するマンションの区分所有者等は、管理組合の一員としての役割を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。

*管理組合の運営
1、理事会が中心となり、事業計画に基づいて運営を進める。

2、管理を第三者（管理会社等）に依存するだけでなく、管理組合が中心になって自主的な運営を図ることが必要です。

3、高齢化対策上、いざという時の住民間の共済活動意識が芽生えるような対応策を検討する。

4、居住者は、将来に対する問題・不安を抱えています。現在の組合活動等定期

的に情報伝達が必要です。

5、年1回の通常総会への参加率アップの方策を講じましょう。それは、組合活動に関心を持ってもらう事と重要案件を沢山の人が何度も見直し検討する事で、更なる良策を見出す可能性が高いからです。

6、管理費や修繕積立金の収支・使途等明確に報告する事が、管理組合活動の信頼に繋がります。

7、居住者には、いろいろな見解を持つ人がいます。マンション管理にその方の力を借りる事も検討しましょう。

*区分所有者の役割

1、管理は、区分所有者全員が共同行う事が原則です。マンション管理組合の業務は、「財産管理」であるとの発言もあるように、

無理解・無関心で参加しないことは、自分の財産を損ねる事になります。

2、快適な住環境の維持向上の為、また自分の資産管理の意味からも組合活動に積極的に参加するようにし

ましょう。

3、組合業務は決して難しいものではありません。理解できるようにしましょう。

*まとめとして

管理組合は、組合員が組合活動に興味を持つような良好なコミュニケーション形成、居住者が共同意識を持って共同生活を営む集団を構成し、合意形成の為の条件を整え、日頃の生活の中から気軽に参加出来るような環境作りが必要です。また管理組合は、区分所有者の意志の合意によって、管理を行うものから組合員は、管理組合の一員として組合運営に積極的に参加する等その役割を果たす事が大切です。

ホームページからの情報発信 <http://www.saikan-net.com/>
事務局への連絡にもご協力ください

マンションLifeバックナンバー ユーザー名 saikan-user パスワード **1015**

大規模修繕工事専門会社
実績に基づく豊富なノウハウ
充実のアフターケア

創業160年
伝統が伝える改修工事

 ヤマギシリフォーム工業株式会社

第2事業部（北関東支店）

〒337-0051
埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-53-12
TEL 048-687-1710 FAX 048-687-1721



23万戸超の改修工事実績と
経験はお客様からの信頼の証です！

<http://www.ymgs.co.jp>